

# 運営費負担金の制度及び繰出基準等について

資料1

## 1 運営負担金に係る法制度について

公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第85条の規定に基づき次の経費については設立団体が負担することとされている。

地方独立行政法人法第85条第1項

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

第1号 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

第2号 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

## 2 地方公営企業法の制度による経費の対象範囲

法に基づく繰り出しの対象となる具体的な経費の内容は、「地方独立行政法人等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」(総務省公営企業課長通知)により、毎年度総務省から出される「地方公営企業繰出金について(通知)」に準じて地方公営企業に対する負担金と同様に設立団体が適切に負担すべきこととされている。(平成22年度と同通知の抜粋は別添のとおり。)

なお、地方公営企業法上の同通知に係る根拠法令は次のとおり定められている。

<p><b>地方公営企業法第17条の2</b> 次に掲げる地方公営企業の経費で政令に定めるものは一般会計において負担する</p> <p><b>第1号</b> その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費</p> <p><b>第2号</b> 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費</p>	<p><b>地方公営企業法施行令第8条の5</b></p> <p><b>第1項 法17条の2第1項第1号に規定する経費</b> 看護師の確保をはかるために行う養成事業に要する経費</p> <p>救急の医療を確保するために要する経費</p> <p>集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政事務経費</p> <p><b>第2項 法17条の2第1項第2号に規定する経費</b> 山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保をはかるために設置された病院で採算がとることが困難であると認められるものに要する経費</p> <p>病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるために必要な高度医療又は特殊医療で採算が困難であると認められるものに要する経費</p>	<p><b>地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達</b></p> <p><b>第3 第1(2) 2(1)ウ</b> 看護師の確保をはかるために行う養成事業に要する経費 → 看護師及び准看護師養成所の施設の設置及び運営に要する経費</p> <p>救急の医療を確保するために要する経費 → 救急病院等を定める省令に基づく救急医療に必要な施設の設置に要する経費、医師、医療技術者の待機、空床の確保等運営経費</p> <p>集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政事務経費</p> <p>感染症に関する医療に要する経費 → 感染症予防法に基づき感染症患者を収容するための隔離病舎等の施設の設置及び運営経費</p> <p><b>第3 第1(2) 2(2)イ</b> 山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保をはかるために設置された病院で採算がとることが困難であると認められるものに要する経費 → 病床数100床未満の地方公共団体が経営する病院で、同一市町村内に他の病院が存在しない</p> <p>高度な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費 → 地方公共団体の経営する病院としておこなわざるを得ないものをいい、何が高度な医療かは個々具体的な事情を勘案して判断する</p> <p>特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費 → リハビリテーションその他の先駆的医療、未熟児収容部門における医療その他特殊の看護を要する医療、結核病院における医療、病理解剖等いずれも採算をとることが困難なもの</p>
---	---	--

### 3 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の繰出基準及び金額

(単位 千円)

#### (1) 収益的収支負担金

項目	該当	繰入基準	平成22年度	平成21年度	増減
1 救急医療の確保に要する経費	1号	救急外来体制の運営経費及び空床による逸失利益	643,321	626,414	16,907
2 保健衛生行政事務経費	1号		1,989,037	2,953,008	△ 963,971
	(1)	地域保健医療活動経費、検診センター運営等経費、地域医療連携室運営経費、養成所の講義・実習経費、統轄管理費、退職給付金	1,458,561	2,385,923	△ 927,362
		(うち統轄管理費)	27,211	481,599	△ 454,388
		(うち退職給与金)	1,201,023	1,669,407	△ 468,384
	(2)	その他保健衛生行政経費	530,476	567,085	△ 36,609
3 児童福祉施設の運営に要する経費	1号	重症心身障害児施設の運営経費、肢体不自由児施設の運営経費	451,644	435,088	16,556
4 結核病院の運営に要する経費	2号	結核病院の運営経費(一般病院と比較した割高経費)	463,745	493,585	△ 29,840
5 精神病院の運営に要する経費	2号	精神病院の運営経費(一般病院と比較した割高経費)	1,771,737	2,035,399	△ 263,662
6 特殊医療に要する経費			268,139	484,905	△ 216,766
	(1)	未熟児医療に要する経費	59,119	56,784	2,335
	(2)	周産期医療に要する経費	175,226	309,922	△ 134,696
	(3)	病理解剖に要する経費	8,318	88,205	△ 79,887
	(4)	感染症医療に要する経費	25,476	29,994	△ 4,518
7 高度医療に要する経費	2号		4,412,307	4,938,758	△ 526,451
	(1)	高度医療機器の運営に要する経費	229,583	536,628	△ 307,045
	(2)	看護基準を上回る経費	1,499,296	1,622,694	△ 123,398
	(3)	医療法基準を上回る経費	2,683,428	2,779,436	△ 96,008
8 病院債償還利息	2号	償還金の支払利息及び取扱手数料の2/3(15年度以降着手した事業は1/2)(ただし、児童福祉施設については3/3)	418,474	442,951	△ 24,477
9 基礎年金拠出金の公的負担費用	2号	基礎年金拠出金の公的負担費用	51,261		51,261
10 医師等研究研修に要する経費	2号	医師等の研究研修に要する経費の1/2	24,602	25,318	△ 716
11 院内保育所の運営に要する経費	2号	院内保育所の運営に要する経費	37,730	41,547	△ 3,817
12 その他経費	2号	共済組合長期給付追加費用	890,047	712,606	177,441
合計			11,422,044	13,189,579	△ 1,767,535

#### (2) 資本的収支負担金

項目	該当	繰入基準	平成22年度	平成21年度	増減
1. 建設改良費	2号	病院の建設改良費(病院債、国庫補助金等特定財源を除く)の1/2(ただし、児童福祉施設については2/2)	25,920	65,886	△ 39,966
2. 病院債償還元金	2号	償還元金の1/3(15年度以降着手した事業は1/4)(ただし、児童福祉施設については3/3)	0	0	0
合計			25,920	65,886	△ 39,966

#### (3) 独法化に伴う繰出基準の見直し内容

##### ○ 統括管理費

移行前は、保健衛生行政に関わるものとして県立病院課職員42名分を負担対象としていたが、移行後は本部事務局職員27名中3名のみとした。

##### ○ 退職給与引当金

退職給与引当金に対する負担率を100%から50%まで引き下げる。ただし、中期計画上は、経営への影響を考慮して、毎年5%ずつ加算しながら負担率の引き下げを行い、平成26年度には、25%減を予定している。

##### ○ 病理解剖に要する経費

病理解剖に要する経費に対する負担金の算出根拠から人件費を除外する。

##### ○ 高度医療機器の運営に要する経費

高度医療機器の運営に要する経費として、医療機器の基準価格を1千万円から5千万円に引き上げる。

##### ○ 法人移行後に整備した医療機器等の購入に充当した企業債に対する償還金利息は負担金の対象から除外する。

##### ○ 職員数の基準を平成21年度の職員定数に固定し、法人移行後増員を図った職員は負担金積算の対象とはしない。